

第2期高松市市営住宅長寿命化計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 第2期高松市市営住宅長寿命化計画の策定に当たり、様々な立場の有識者等から広く意見を聴取するため、第2期高松市市営住宅長寿命化計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、第2期高松市市営住宅長寿命化計画の策定に関し必要な事項について、懇談会の意見を聴くものとする。

(組織)

第3条 懇談会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 福祉・建築関係者

(3) 地域活動団体の代表者

(4) 特定非営利活動法人の代表者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2期高松市市営住宅長寿命化計画を策定する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 懇談会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、都市整備局市営住宅課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、懇談会の目的を達成した日に、その効力を失う。